

37	都市整備局	建築物の耐震化の推進
事業概要	<p>1 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化推進条例に基づき耐震診断を義務付けるとともに、助成制度や低利融資制度の活用により、耐震化を推進する。</p> <p>2 住宅の耐震化 区市町村と連携して普及啓発を行うとともに、震災時に甚大な被害が想定される整備地域においては、助成制度等により耐震化を推進する。 加えて、所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象に、戸建住宅等への助成を行い、耐震化を推進する。</p> <p>3 マンションの耐震化 助成制度（アドバイザー派遣(21年度～)、耐震診断(18年度～)、耐震改修(20年度～)）の実施や、過去に耐震診断の実施等、耐震化に取り組んだものの次のステップに進んでいない分譲マンションの管理組合等に対する、建築士等の専門家の繰り返し派遣により、耐震化を推進する。</p>	

これまでの経過	<p>平成 18 年度： 「東京都耐震改修促進計画」を策定 整備地域内における住宅耐震化助成を開始</p> <p>平成 20 年度： 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化助成を開始</p> <p>平成 21 年度： 耐震化に関する総合相談窓口、耐震ポータルサイトを開設</p> <p>平成 22 年度： 専門家会議にて緊急輸送道路沿道建築物の規制誘導策を検討</p> <p>平成 23 年度： 耐震化推進条例の施行 条例に基づく特定緊急輸送道路の指定（約 1 千 k m） 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断について全額助成を開始 「東京都耐震改修促進計画」を改定</p> <p>平成 24 年度： 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を義務化 耐震マーク表示制度の創設 マンション管理組合等への個別訪問を開始(約 12,000 棟) (平成 27 年度迄)</p> <p>平成 25 年度： 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修について最大 9 割助成開始</p> <p>平成 27 年度： 「東京都耐震改修促進計画」を改定 「良質なマンションストックの形成促進計画」を策定</p> <p>平成 28 年度： 特定緊急輸送道路沿道建築物への個別訪問や改修計画作成支援を開始 学識経験者による検討委員会において、更なる促進策の検討を開始 整備地域における住宅耐震化アドバイザー派遣の開始や助成制度の拡充 個別訪問で耐震化に関心のあったマンションの管理組合等（約 3,000 棟）に再訪問(平成 29 年度まで)</p> <p>平成 29 年度： 戸建住宅の全戸訪問を行う区市町村に対して支援を拡充 マンション耐震化助成制度の拡充(アドバイザー派遣、耐震診断、耐震改修) マンションの建替えの促進（マンション再生まちづくり制度の創設） 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果を公表</p> <p>平成 30 年度： 所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象とした戸建住宅等への耐震化助成を開始 学識経験者による検討委員会（平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月）の報告書の公表 耐震診断の実施等、過去に耐震化に取り組んだマンションの管理組合等に対して、建築士等の専門家の繰り返し派遣を開始</p>
---------	--

現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向け、助成制度の拡充など支援策を充実させるとともに、個別訪問などによる働きかけにより耐震化を促進 (特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の助成は、平成 28 年度で原則終了) ・ 整備地域内における住宅の耐震診断、耐震改修等を助成 ・ マンションの耐震化を促すため、耐震診断・改修助成等を実施するとともに、過去に耐震診断の実施等、耐震化に取り組んだマンションの管理組合等に対して、建築士等の専門家の繰り返し派遣を実施 ・ 耐震化に関する様々な相談に応じる「耐震化総合相談窓口」の運営や「耐震ポータルサイト」のリニューアル、「耐震キャンペーン」の実施など建物所有者が耐震化に取り組みやすい環境を整備 ・ 新耐震基準も含め耐震性のある建築物へ表示する「耐震マーク表示制度」により、耐震化に向けた取組を促進 ・ 平成 29 年 1 月より、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた検討委員会を 7 回開催し、更なる促進策について検討を実施 ・ 平成 30 年 3 月に特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果を公表 ・ 平成 30 年 4 月より、所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象とした戸建住宅等への耐震化助成を実施 		
今後の見通し	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 個別訪問を引き続き行い、建物所有者に耐震改修等を促す。また、助成拡充や働きかけにより、I_s 値 0.3 未満の建築物の解消を目指す。さらに、検討委員会が取りまとめた更なる促進策の報告書を受け、占有者の責務等を条例に位置づけ、アドバイザー派遣をより充実させるなど、具体化に向けた施策の検討を行っていく。 2 住宅の耐震化 整備地域内の住宅耐震化助成に加え、所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象とした戸建住宅等耐震化助成を実施し、引き続き、区市町村と連携し住宅の耐震化を促進する。 3 マンションの耐震化 区市と連携した普及啓発や助成制度により、耐震化を促進する。 		
問い合わせ先	都市整備局 市街地建築部 建築企画課 都市整備局 住宅政策推進部 マンション課	電話	03-5388-3362 03-5320-4944